

令和8年度稼ぐ県産品支援事業（マーケティング支援事業）

## 公 募 要 領

沖縄県では、以下の業務を実施します。受託を希望される方は、本要領に従って企画提案書等を提出してください。

なお、本公募は、県の令和8年度の当初予算成立及び国の沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提とした年度開始前の準備手続であり、予算成立及び交付決定後に効力を生じる事業です。したがって、県議会において当初予算案が否決された場合、国の交付決定がなされなかった場合、または県議会において当初予算案が修正された場合、若しくは国の交付決定額に変更があった場合には、契約を締結しないことがありますのであらかじめご了承ください。

1 業務名

令和8年度稼ぐ県産品支援事業（マーケティング支援事業）

2 業務の目的

「企画提案仕様書」のとおり

3 業務期間

契約締結の日から令和9年3月末日まで

4 企画提案の内容

「企画提案仕様書」のとおり

5 公募期間

令和8年2月24日（火）から令和8年3月16日（月）正午まで（必着）

6 提案額

10,001,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※当該提案額は、企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

7 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

<地方自治法施行令>

第167条の4第1項 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。以下の要件については資格確認のため、沖縄県警察本部に照会する場合がある。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (4) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 本事業の趣旨に沿った業務を実施する能力を有すること。
- (6) 業務を円滑に実施できる体制を有する者であること。
- (7) 業務の進捗状況や内容等に関する打ち合わせを円滑に対応できる体制を有する者であること。
- (8) 沖縄県内に本店を有する事業者であること。
- (9) 共同企業体で実施する場合は、以下の要件を満たすこと。
  - ア 共同企業体の中に代表事業者を1者置くものとする。代表事業者は、本事業を円滑に遂行するために必要な運営管理能力を有し、共同企業体構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、共同企業体を構成する事業者を代表する。
  - イ 代表事業者が応募を行うこと。
  - ウ 全ての構成員が上記(1)～(7)までの要件を満たし、代表事業者が上記(8)を満たすこと。
  - エ 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員となることはできない。また、共同企業体の構成員は、事業者単体で申請することはできない。

## 8 応募の手続き（スケジュール）

<p><b>質問受付期間</b></p>	<p>受付期限：令和8年3月5日（木）正午まで          提出先：沖縄県商工労働部グローバルマーケット戦略課          E-mail：aa050075@pref.okinawa.lg.jp          仕様書等に疑義がある場合、質問書（様式1）を記入し、電子メールにより提出してください。          電話や受付期間外の質問は公平性の観点から受け付けておりませんのでご注意ください。          ※回答はグローバルマーケット戦略課HPに掲載します。</p>
<p><b>提案書提出</b></p>	<p>提出期限：令和8年3月16日（月）正午（必着） ※時間厳守          提出先：沖縄県商工労働部グローバルマーケット戦略課          応募書類等の提出は、持参又は郵送（簡易書留）により提出してください。なお、郵送の場合は提出期限までに必着とします。          （提出先）          沖縄県商工労働部グローバルマーケット戦略課          〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階          電話番号：098-866-2340 FAX：098-866-2526</p>
<p><b>選定委員会</b></p>	<p>日時：令和8年3月27日（金）午前予定          場所：沖縄県庁内会議室          ※詳細な時間や場所は、提案書受付後、書類審査のうえ、前日までにご連絡いたします。          （備考）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 書類審査通過者は必要に応じてプレゼンテーション審査を実施しますので、各応募者は、提案書に沿って提案内容の説明をお願いします。</li> <li>・ プレゼンテーションは応募の構成員が行い、1応募者から2名までの参加とします。</li> <li>・ 説明は提出済の提案書のみを用いて行い、追加資料は不可とします。</li> <li>・ 説明時間 15分程度、質疑 15分程度を想定しています。</li> <li>・ 紙資料による説明とし、プロジェクター等の使用は不可とします。</li> <li>・ やむを得ない事由によりオンラインでの開催になった場合、提出資料の画面共有は不可とします。</li> <li>・ なお、応募状況により書面審査となる可能性もあります。</li> </ul>

## 9 提出書類及び必要部数等

下記様式2から8、その他資料各1部を一連にして、片面印刷で10部（原本1部、コピー9部）を作成してダブルクリップ留めし、とじしろ位置の中央2箇所パンチ穴を開け提出すること。（ステープル及びフラットファイル等に綴っての提出は不要）

- (1) 企画提案応募申請書（様式2） ※様式2は原本1部のみ押印
- (2) 会社概要表（様式3）  
共同企業体の場合は、参加企業ごとに提出すること。
- (3) 実績書（様式4）
- (4) 企画提案書（様式5）

日本産業規格A列4番（以下「A4」という。）とし、表紙を含め片面印刷20枚以内でカラー印刷及び長辺綴りとし、ページ番号を振ること。また、次の事項を含めること。

ア 円滑な業務を維持できる運営体制の構築

イ 県内事業者の現状及び課題の認識

ウ セミナーに関する具体的な提案

エ マーケティング支援の具体的な実施方法、実施内容

オ 生産者、事業者及び関係団体等との連携体制の構築

カ 今後の取組に向けた情報の収集及び分析に関する具体的な実施方法

キ 事業効果を高め、後年度に活かせるものにするための工夫

- (5) 事業計画（様式6）

年間計画及び事業実施体制を具体的に記載すること。特に事業実施体制においては担当者の役割を明確にし、共同企業体の場合は参加企業の役割を明確にすること。

- (6) 積算書（様式7）

積算書の費目は以下の内容とし、各積算費目の内訳と単価を記載すること。

ア 直接人件費

イ 直接経費（旅費、謝金、使用料及び賃借料、需用費（消耗品費）、役務費、印刷・広報費等）

ウ 一般管理費（委託業務を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難な経費。「（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10/100以内」とする。）

エ 再委託費（企画提案仕様書を参照）

オ 消費税（上記の単価にすでに消費税が含まれている場合には、消費税相当額を除いた上で経費を計上すること。また、消費税及び地方消費税として、10%（小数点以下切り捨て）で計算すること。）

- (7) 誓約書（様式8）

- (8) 共同企業体協定書（共同企業体の場合に限る。） ※協定済みの原本

- (9) 直近3年間の県税、消費税及び地方消費税について滞納がないことを確認できる書類

- (10) 履歴事項全部証明書

共同企業体の場合は、参加企業ごとに提出すること。

## 10 受託事業者の選定

### (1) 選定の方法

ア 沖縄県商工労働部内に設置する企画提案選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、各提案内容を審査し、優先順位を決定する。

イ 提案内容の審査は、提出された書類に基づく書類審査を行い、必要に応じてプレゼンテーション審査対象者を選定する。なお、プレゼンテーションについては、提出期限までに提出された書類を基に行うものとし、それ以外に提出された書類等については、審査対象外とする。

ウ 選定委員会は非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じない。

エ 選定委員会により選定した事業者が辞退した場合、又は、県との委託に関する協議が整わなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて、選定できるものとする。

オ 一定水準を満たした提案がない場合、該当者なしとする場合がある。

### (2) 主な評価項目（予定）

#### ア 基本的認識

- ・ 事業の趣旨（仕様書「3 事業の課題背景・目的」）を理解しているか。
- ・ 仕様書に提示されている企画提案内容が全て網羅されているか。
- ・ 論理的な考えに基づく企画構成が提示されているか。

#### イ 専門的知見及び実績

- ・ 本事業の目的を達成するため経験や能力等、十分な専門性があるか。
- ・ 生産者団体及び関係事業者等の外部専門家との連携体制を有しているか。

#### ウ 提案内容の実現性及び効果

- ・ 事業者への支援体制や手法が具体的であり、成果を期待できるものとなっているか。

#### エ 業務の実行能力及び実施体制の適切性

- ・ 全体計画、実施手順及び実施スケジュールが妥当であるか。
- ・ 円滑に業務を進められる体制であり、各人員の役割が明確であるか。
- ・ 稼ぐ県産品支援事業（補助事業活用支援）及び稼ぐ県産品支援事業（プロモーション事業）の受託事業者との連携を意識した全体計画、実施手順及び体制となっているか。
- ・ 経理上の処理を適正に行うことができる体制であるか。

#### オ 予算の妥当性

- ・ コスト意識が高く、予算の使途及び金額等が妥当であるか。
- ・ 各業務の優先順位が明確であり、戦略的な予算配分ができているか。
- ・ 人件費の積算が適切か。

## 11 委託契約について

業務の内容や積算項目等については、予算や諸事情により変更することがある。

## 12 その他留意事項

- (1) 書類提出にあたり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 書類作成及びプレゼンテーションの出席に要する費用は、応募者の負担とし、提出書類は返却しないものとする。
- (3) 提出書類、審査内容及び審査経過については公表しない。
- (4) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号（下記条文（抜粋）参照）のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (5) 受託事業者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価及び決定するため、具体的な内容と進め方は、沖縄県と受託事業者間で協議のうえ実施することとする。よって、企画提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (6) 事業終了時には、証憑を検査し実際に要した額を確定した後、実際に支出した額を契約額の範囲内で支払う。
- (7) 契約手続に関する費用は、受託する事業者の負担とする。
- (8) 契約締結後、消費税法等の改正により消費税及び地方消費税の税率が変動した場合は、変動後の税率により計算した消費税及び地方消費税を含んだ委託金の額を上限とする契約の一部変更を行う場合がある。
- (9) その他公募に係る詳細は、企画提案仕様書による。

<沖縄県財務規則>

第101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入れ若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (13) 令第167条の2第1項第5号に掲げる場合に該当する随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

#### 【問い合わせ先】

住 所：〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階南側  
沖縄県商工労働部グローバルマーケット戦略課（担当：宮里、大城）  
電話番号：098-866-2340  
F A X：098-866-2526  
E-mail：aa050075@pref.okinawa.lg.jp